

一、爭議發生場所

神田區藤籠町一丁目二十一番地

二、發生年月日 昭和十二年七月二十二日

解決 七月二十六日

三、事業主側

(1) 名稱 合資會社 重松製作所

(2) 本社並所屬工場等、所在地 爭議發生場所二同

(3) 事業主 神田區藤籠町一丁目二十一番地 重松健造

(4) 事業の種類 下S式工礦業用マスクと眼鏡

國民用防毒面 火災及盜難警報器

大災救助袋、救命綱

緩梯子及鉄梯子

簡易潜水具

電光表示器

以上各品製造代價

(5) 資本金 二萬圓

(6) 企業系統 十二

(7) 使用勞働者數

工場作業者 十七名 (臨時工九名)

店員 七名

計 二四名

(8) 勞働賃銀

(9) 本工 (各員ノ金) 月給最高四〇圓

男

女

三

三

六

最低二八圓